

3.都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画を策定する場であり、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域として指定(都道府県知事)されています。

都市計画区域には、都市計画法などによる土地利用や建築制限の対象区域となり、また都市施設の整備など都市計画を策定する区域となっています。

本市は、昭和25年に旧矢板町全域が都市計画区域に指定され、昭和30年の3町村合併後、昭和33年11月1日に市制が施行され、昭和34年には市域全域が都市計画区域に指定されました。その後昭和57年に国土利用計画法に基づく都市地域の変更に伴う都市計画区域の見直しが行われ、下伊佐野及び長井の各一部約800haが都市計画区域から除外されました。

都市計画区域の変遷

指定年月日	都市計画区域名	面積(ha)	区域
昭和25年 2月21日	矢板都市計画区域	4,368	矢板町全域
昭和34年12月24日	〃	16,994	矢板市全域
昭和57年12月24日	〃	16,194	矢板市全域(17,046ha)の約95%

都市計画区域図

